

平成25年度豊橋市競輪事業特別会計弾力条項適用について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第4項の規定により、平成25年度豊橋市競輪事業特別会計において弾力条項の適用を決定し、その経費を次のとおり使用する。

第1条 歳入歳出予算の弾力条項を適用する総額は、148,815千円とする。

2 歳入歳出予算の弾力条項の適用の区分及び該当区分ごとの金額は、別表に定めるところによる。

平成26年3月26日適用

豊橋市長 佐原光一

別 表

歳 入

款	項	既 定 額	増加収入額	計
1 事業収入		千円 10,597,571	千円 148,815	千円 10,746,386
	1 事業収入	10,597,571	148,815	10,746,386
歳 入 合 計		11,301,000	148,815	11,449,815

歳 出

款	項	既 定 額	弾力条項適用額	計
1 競輪事業費		千円 11,059,195	千円 148,815	千円 11,208,010
	1 競輪開催費	11,059,195	148,815	11,208,010
歳 出 合 計		11,301,000	148,815	11,449,815

競輪事業特別会計

競輪事業特別会計弾力条項適用明細書

1 歳 入

款 項 目	既 定 額	増加収入額	計
	千円	千円	千円
1 事業収入	10,597,571	148,815	10,746,386
1 事業収入	10,597,571	148,815	10,746,386
2 勝者投票券 売 上 金	10,590,000	148,815	10,738,815
歳 入 合 計	11,301,000	148,815	11,449,815

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
1 勝者投票券 売上金	148,815	

2 歳 出

款 項 目	既 定 額	弾力条項 適 用 額	計	弾力条項適用額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 競輪事業費	11,059,195	148,815	11,208,010	0	0	0	148,815
1 競輪開催費	11,059,195	148,815	11,208,010	0	0	0	148,815
4 払戻金	7,942,500	148,815	8,091,315	0	0	0	148,815
歳 出 合 計	11,301,000	148,815	11,449,815	0	0	0	148,815

節		説	明
区	分		
			千円
23	償還金、利子 及び割引料	148,815	1. 勝者投票券払戻金 148,815